

完了届に添付が必要な書類、完了時に提出が必要な書類及びそれらの完成検査の方法について

ア 完了届に添付が必要な書類					
NO	項目	具体的な提出資料	完成検査方法		備考
			書類検査	臨場or遠隔臨場による検査（現地検査）	
1	災害の防止上必要な措置を講じたことを示す書類等	●土砂等及び雨水等の流出の防止措置の実施状況の写真等 （調整池や沈砂池の設置状況や盛土等の転圧や法面の整形状況等）	提出書類にて確認	●土砂等及び雨水等の流出の防止措置等の実施状況の確認	本条例の構造基準の適用を受けない事業は、資料提出及び検査不要
2	構造基準に適合するものであることを示す書類等	●盛土等の出来形管理に関する資料や写真 ●盛土等の用に供する施設（擁壁、調節池、沈砂池等）の出来形管理に関する資料や写真 （必要に応じて、施工管理、品質管理（品質証明書等）に関する資料の提示を求める）	不可視部分について提出書類により確認	●盛土等及び盛土等の用に供する施設（擁壁、調節池、沈砂池等）の出来形の測定 ※検査の基準は、「静岡県盛土等の規制に関する条例に基づく盛土等行為に係る工事検査要領」及び「静岡県土木工事施工管理基準」による	本条例の構造基準の適用を受けない事業は、資料提出及び検査不要
3	水質調査に必要な措置を講じたことを示す書類等	●試料を採取した施設の構造図（採取した位置を旗揚げしたもの） ※完了届と同時に本表 7 水質調査報告書を提出できる場合には、	提出書類にて確認	－	水質調査が不要な場合は、資料提出不要
4	生活環境の保全上必要な措置を講じたことを示す書類等	●粉じんの飛散の防止措置状況の写真等 （盛土等区域の仮囲いの設置状況や、散水の状況等）	提出書類にて確認	－	
5	許可に当たって付された条件に適合することを示す書類等	個別対応	必要に応じて		

イ 完了時に提出が必要な書類							
NO	項目	提出の要否 (※ 1)		具体的な提出資料	完成検査方法		備考
		開発型盛土	処分型盛土		書類検査	臨場or遠隔臨場による検査（現地検査）	
6	定期報告から完了日までの土砂等の 使用量 ※ 完了届提出時に提出	○	○	【一時堆積以外】 ●土砂等使用量報告書（様式第16号） 《添付資料》 ・「土砂等管理台帳(様式第15号（その1：搬入用））」の写し 【一時堆積】 ●土砂等搬入量及び搬出量報告書（様式第17号） 《添付資料》 ・「土砂等管理台帳（様式第15号（その1：搬入用））」、 「土砂等管理台帳（様式第15号（その2：搬出用））」の写し ※定期報告で報告している場合は、直近の報告後の土砂等の 使用量を報告	提出書類にて確認	－	完了届提出時に提出
7	水質調査報告書	－ (※ 3)	○ (※ 2)	●【新様式】水質調査報告書（様式第7号） 《添付資料》 ・試料を採取した地点を示した位置図 ・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの） ・計量証明書（写しの提出で可）	提出書類にて確認	必要に応じて	分析調査結果が判明次第提出
8	土壌汚染調査状況報告書	－ (※ 3)	○	●【新様式】土壌汚染状況調査報告書（様式第8号） 《添付資料》 ・試料を採取した地点を示した位置図 ・現場の写真（採取位置の全景と試料の採取状況がわかるもの） ・計量証明書（写しの提出で可）	提出書類にて確認	必要に応じて	分析調査結果が判明次第提出

- （※ 1）開発型盛土：都市計画法第 4 条第12項の「開発行為」に該当する盛土等：宅地・工場用途の造成など
処分型盛土：「開発型盛土」「土石の堆積」「埋立て」以外
- （※ 2）水質調査は、盛土等を行おうとする区域内の流水や湧水を排除するために、盛土条例の構造基準に基づき設置される
地下水排除工（暗渠工等）から採水できる場合のみ実施。（地表面の雨水の集水による水質調査は不要。）
なお、水質調査を実施する場合は、完了の前後 1 か月以内にできるだけ排水が多く流れているとき（降雨後等）に試料を採取。
- （※ 3）開発型盛土であって、土石の搬入前までに汚染のおそれのないことを県が確認出来た場合には、これを不要とする。